

長崎県県北地区における宇久小値賀漁業協同組合の資源管理協定

協定発効日 令和5年3月31日（協定認定日）

令和5年10月20日（変更認定日）

（目的）

第1条 本協定は、宇久小値賀漁業協同組合（以下「漁協」という。）に所属する漁業者によって漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

（本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類）

第2条 本協定の対象となる水域、水産資源の種類、漁業の種類は、それぞれ次のとおりとする。

番号	水域	水産資源の種類	漁業の種類
(1)	長崎県(北松漁場) 基点 1.佐世保市宇久町宇久島北端 2.北松浦郡小値賀町白瀬灯台 点 イ 1 から 304° 30,000メートルのところ ロ 2 から 260° 24,000メートルのところ ハ ロから 270° 83,400メートルのところ ニ イから 304° 64,200メートルのところ 区域 イからニを見通した線及びイロの直線並びにロからハを見通した線と排他的経済水域ラインとによって囲まれた区域	ヒラマサ・シイラ	しいらづけ漁業
(2)	長崎県宇久島周辺海域	アカアマダイ・キダイ・イトヨ	はえ縄漁業

		リダイ・アオハタ	(宇久地区)
(3)	長崎県宇久島周辺海域	ウマズラハギ・ヒラメ・カワハギ・イセエビ	さし網漁業 (宇久地区)
(4)	長崎県宇久島周辺海域	クロマグロ・カツオ・スマ	ひき縄漁業 (宇久地区)
(5)	長崎県宇久島周辺海域	イサキ・マダイ・マアジ・ヒラメ	つり漁業 (宇久地区)
(6)	長崎県北松浦郡小値賀海域	ブリ・ヒラマサ・スマ・クロマグロ・イサキ	定置網漁業 (小値賀地区)
(7)	長崎県小値賀島周辺海域	タチウオ	ひき縄漁業 (小値賀地区)
(8)	長崎県小値賀島周辺海域	タコ類・アオハタ	たこつぼ漁業 (小値賀地区)
(9)	長崎県小値賀島周辺海域	ウマズラハギ・ヒラメ・カワハギ・イセエビ	さし網漁業 (小値賀地区)
(10)	長崎県小値賀島周辺海域	クロマグロ・カツオ・スマ	ひき縄漁業 (小値賀地区)
(11)	長崎県小値賀島周辺海域	イサキ・マダイ・マアジ・ヒラメ	つり漁業 (小値賀地区)
(12)	長崎県小値賀島周辺海域	アカアマダイ・キダイ・イトヨリダイ・アオハタ	はえ縄漁業 (小値賀地区)
(13)	長崎県五島および壱岐・対馬周辺海域	クロマグロ・カツオ・スマ	ひき縄漁業

(資源管理の目標)

第3条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

クロマグロ(小型魚) 資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)別紙2

- 1 に定める目標

クロマグロ(大型魚) 資源管理基本方針別紙2-2に定める目標

ヒラマサ 長崎県資源管理方針別紙3-55に定める資源管理の方向性

シイラ	長崎県資源管理方針別紙 3 - 4 4 に定める資源管理の方向性
アカアマダイ	長崎県資源管理方針別紙 3 - 8 に定める資源管理の方向性
キダイ	長崎県資源管理方針別紙 3 - 9 に定める資源管理の方向性
イトヨリダイ	長崎県資源管理方針別紙 3 - 3 1 に定める資源管理の方向性
アオハタ	長崎県資源管理方針別紙 3 - 2 6 に定める資源管理の方向性
ウマズラハギ	長崎県資源管理方針別紙 3 - 1 2 に定める資源管理の方向性
ヒラメ	長崎県資源管理方針別紙 3 - 1 に定める資源管理の方向性
カワハギ	長崎県資源管理方針別紙 3 - 3 7 に定める資源管理の方向性
イセエビ	長崎県資源管理方針別紙 3 - 2 1 に定める資源管理の方向性
カツオ	長崎県資源管理方針別紙 2 - 1 に定める資源管理の方向性
スマ	長崎県資源管理方針別紙 3 - 4 8 に定める資源管理の方向性
イサキ	長崎県資源管理方針別紙 3 - 2 0 に定める資源管理の方向性
マダイ	長崎県資源管理方針別紙 3 - 6 に定める資源管理の方向性
マアジ	資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）別紙 2 - 5 に定める目標
ブリ	長崎県資源管理方針別紙 3 - 7 に定める資源管理の方向性
タチウオ	長崎県資源管理方針別紙 3 - 1 0 に定める資源管理の方向性
タコ類	長崎県資源管理方針別紙 3 - 2 5 に定める資源管理の方向性

（資源管理の目標の達成のための具体的な取組）

第 4 条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、公的管理措置(漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。））、長崎県漁業調整規則、免許内容、各種漁業許可内容、同許可の制限措置及び条件等）を遵守することに併せ、漁獲努力量制限として年間操業可能日数を削減するため、それぞれ次表に掲げるところにより休漁を行うものとする。

番号	資源管理措置	取組み内容	公的管理措置 (操業期間)	確認用提出資料
(1)	休漁	年間操業可能日数(214 日)を 36%以上削減する。 休漁 7 8 日間休 漁	○しいらづけ漁業許可 4 月 1 日～ 10 月 31 日	漁協仕切伝票

(2)	休漁	年間操業可能日数(365 日)を 2.7 %以上削減する。 定期休漁	なし	漁協仕切伝票
(3)	休漁	年間操業可能日数(365 日)を 3 %以上削減する。 定期休漁	○固定式さし網 漁業許可 1 月 1 日～ 8 月 1 2 日、9 月 1 3 日～ 1 2 月 3 1 日 5 月 1 日から 12 月 31 日ま での操業期間 中の第 2 土曜 日の日没から 翌日の日出ま での操業を禁 止する。 ○免許内容上の 漁業の時期 (雑魚磯刺網) 1 月 1 日～ 12 月 31 日	漁協仕切伝票
(4)	休漁	年間操業可能日数(365 日)を 3 %以上削減する。 定期休漁	なし	漁協仕切伝票
(5)	漁具規制	水中灯の制限	漁業調整規則第 4 1 条 集魚灯 の消費電力 6 K w 以内	証明書
	漁獲物規制	イサキ小型魚の再放流		漁協仕切伝票
(6)	休漁	年間操業可能日数(365 日)を 8.4 %以上削減する。 定期休漁 3 1 日間休 漁	○免許内容上の 漁業の時期 1 月 1 日～ 1 2 月 3 1 日	漁協仕切伝票
(7)	漁具の規制	釣り針の本数制限	なし	写真
	漁獲物の規制	タチウオ小型魚の再放流		漁協仕切伝票
(8)	休漁	年間操業可能日数(214 日)を 5 %以上削減する。 定期休漁 1 1 日間休 漁	○たこつば漁業 許可(はえ縄式 つば漁業) 4 月 1 日～ 10 月 31 日 ○免許上の漁業	漁協仕切伝票

			の時期 (たこ漁業) 5月1日～9 月30日	
(9)	休漁	年間操業可能日数(365 日)を3.2%以上削減す る。 定期休漁 12日間休漁 〔別紙休漁日〕	○固定式さし網 漁業許可 1月1日～ 8月12日、 9月13日～ 12月31日 ○長崎県漁業調 整規則 いせえび採捕 禁止期間 5月21日～ 8月20日 ○免許上の漁業 の時期 (いせえび漁 業) 8月21日～ 5月20日 (雑魚磯刺網) 1月1日～ 12月31日	漁協仕切伝票
(10)	休漁	年間操業可能日数(365 日)を3%以上削減す る。 定期休漁 11日間	なし	漁協仕切伝票
(11)	漁具規制	水中灯の制限	漁業調整規則第 41条 集魚灯 の消費電力6Kw 以内	証明書
	漁獲物規制	イサキ小型魚の再放流		漁協仕切伝票
(12)	休漁	年間操業可能日数(365 日)を3%以上削減す る。 定期休漁	なし	漁協仕切伝票

2 前項の取組に加え、クロマグロについては、資源管理基本方針及び長崎県資源管理方針に定められたくろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)の内容を遵守するとともに、長崎県助言・指導・勧告指針に基づく助言、指導又は勧告の内容を実施するものとする。

なお、当該措置について確認用提出資料は以下のとおり。

- ・管理日誌又は漁協が早期是正措置等の履行状況を確認した旨を明記した書類

(取組の履行確認に関する事項)

第 5 条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年 1 回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。また、漁協は参加者の取組状況を管理し、その結果を長崎県に設置された資源管理協議会（以下「資源管理協議会」という。）に報告する。

3 第 1 項の履行確認は、資源管理協議会において行うこととする。

4 第 1 項の履行確認においては、前条の取組については、同条の確認用提出資料を基に確認することとする。

(漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

第 6 条 全ての参加者は、法第 30 条第 1 項、第 58 条において読み替えて準用する第 52 条第 1 項及び第 90 条第 1 項の規定に基づき、漁獲量及び漁獲努力量、資源管理の状況、漁業生産の実績等を都道府県知事に報告するものとする。

2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に都道府県、資源管理協議会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

第 7 条 第 5 条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の 2 分の 1 を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針及び長崎県資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から 1 年以内に検証を行うこととする。

3 前 2 項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

第 8 条 漁協は、参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。

2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び長崎県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

第9条 漁協は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、漁協が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、漁協に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。

3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、漁協に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、漁協が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

4 漁協は、前3項の届出を受理した場合は、法第125条第2項に基づき長崎県知事に届出を行うものとする。

(協定の変更又は廃止の場合の手続き)

第10条 漁協は、資源管理協定を変更（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）した場合は、変更認定申請を、また廃止した場合は届出を長崎県知事に行う。

(協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定認定日から5年間とする。

(あっせんすべきことを求める場合の手続き)

第12条 法第126条第1項の規定に基づき長崎県知事にあっせんすべきことを求める議事は、参加者の3分の2以上の多数で決する。

(その他)

第13条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、協定認定日から施行する。

(本協定の参加者)

別紙参加者名簿のとおり

(以上)